

直面する生活保護行政の問題解決を求める意見書

年末年始の「年越し派遣村」等の活動を契機に、生活保護の適用が全国に広がるなど、生活保護行政をめぐる情勢は大きく変化しています。それにともない、生活保護申請数は大幅に増加し、どこの自治体でも増大する業務に追われています。

生活保護制度の利用者が増加する中、現場のケースワーカーは、援助が困難な世帯が増加しているにもかかわらず、申請窓口に来る申請者の対応に追われ、就労支援や訪問調査などに十分な時間がとれなくなっています。

本市においても、ケースワーカーが80対1という基準にも遠く及ばない130対1というひどい状態であり、法が決められている、申請から、原則14日以内の決定という期限が守れない状態が常態化しています。

また、申請者及び受給者の増大にともない、生活保護費等の地方自治体の財政負担も増大しています。

生活保護制度は、憲法第25条に基づく国民の生存権を保障するものであり、「健康で文化的な生活」をする権利を実現することは国の責任です。

よって、国におかれては、次の措置を講ぜられるよう強く要請します。

意見項目

1. 被保護世帯に対するケースワーカー配置の標準数「80対1」を堅持し、地方自治体に増員を促すこと。
2. 国の生活保護負担金を「4分の3」から、人件費も含め全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月17日

大和高田市議会